

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公印規則の一部を改正する規則【総務市民局総務部法制課】

2

◇ 告 示

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】

3

- 令和8年6月北九州市議会定例会の招集【総務市民局総務部総務課】

4

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局DX・AI戦略室】

5

- 北九州市金剛土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出【都市戦略局都市再生推進部都市再生課】

8

- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】

9

北九州市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 8 号

北九州市公印規則の一部を改正する規則

北九州市公印規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の補助機関等の専用印の市民課・出張所専用区長印の項中「特別永住者証明書」を「特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。

北九州市告示第 238 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 28 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
495	495 号	前	北九州市若松区向洋町 17 番 7 地先から 北九州市若松区向洋町 17 番 10 地先まで	49.2 ～ 52.6	93.4
		後	北九州市若松区向洋町 17 番 7 地先から 北九州市若松区向洋町 17 番 10 地先まで	49.2 ～ 137.9	93.4

北九州市告示第 239 号

令和 8 年 6 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 28 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 期日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市公告第391号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月28日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和8年度北九州市行政事務センター運営等業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市が指定する場所

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので提案に係る技術等に関する提案書及び入札書（内訳書を含む。）（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約制度課（電話 093-58

2-2545) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年6月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市政策局DX・AI戦略室

イ 期間 この公告の日から令和8年6月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前10時から午後3時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市政策局DX・AI戦略室ホームページ(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/division337.html>)から連絡すること。

(3) 特定調達契約に係る競争参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所 第1号アの場所

イ 提出期限 令和8年6月18日午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は、実施しない。

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類の提出

第1号アの場所に書留郵便により、令和8年7月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室(北九州市政策局DX・AI戦略室内)

イ 日時 令和8年7月10日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 物品等供給契約に係る総合評価落札方式実施要領第3条及び第4条に定めるとおり、入札金額と総合評価のための書類をもって申込みをさせ、総合評価を行い、総合評価の得点の最も高いものを落札者とする。

イ 総合評価の方法は、加算方式とする。

ウ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市政策局DX・AI戦略室

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3557

6 Summary

(1) FY2026 Outsourcing of Operations and Related Services for the Kitakyushu City Administrative Service Center

(2) Deadline of Tender (in person)

10:00a.m. on July 10, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. on July 9, 2026

(4) For further information, please contact:

Digital Transformation and

Artificial Intelligence Strategies Office,

Policy Management Bureau,

City of Kitakyushu,

1-1 Otemachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8510 Japan TEL

093-582-3557

北九州市公告第 3 9 2 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、北九州市金剛土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

氏名	住所
光末英治	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 7 号
吉田幹夫	北九州市八幡西区金剛一丁目 1 0 番 1 6 号
花田征勝	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 1 8 号
井川伸二	北九州市八幡西区金剛一丁目 7 番 2 号
吉田和史	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 1 2 号
吉田 泉	北九州市八幡西区金剛一丁目 5 番 2 9 号
平田徹也	北九州市八幡西区町上津役東二丁目 2 番 2 5 号

北九州市公告第 393 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 28 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 8 年 5 月 28 日 第 745501 号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長 (m)	幅員 (m)
守恒 1 号線	北九州市小倉南区守恒二丁目 236 番 2 から 北九州市小倉南区守恒二丁目 259 番 3 地先まで	95.70	10.90 ～13.00